

# 平成31年度から 国民健康保険税の納期が変わります

■問合せ 税務課税務係 ☎24-5111 (内線121)

昭和村の国民健康保険税の普通徴収につきましては、平成30年まで、算定基礎となる前年中の所得を賦課期日(4月1日)に把握することができないため、前々年中の所得をもとに仮算定(4月通知)し、さらに、前年中の所得をもとに本算定(7月通知)をおこなうことで、年税額を決定する仕組みとなっていました。

平成31年度からは、税額決定の仕組みを分かりやすくするとともに、納期によって税額に大幅な増減が発生することを防ぐために、仮算定を廃止し本算定のみの方に変更いたします。年金からの天引き(特別徴収)は変更ありません。

## 仮算定がなくなります(普通徴収)

これまで、仮算定の納付書を4月に、本算定の納付書を7月に送付していましたが、仮算定を廃止し、本算定の納付書を年1回、7月に送付いたします。

### 〈平成30年度まで〉納期10回

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期	4月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定	仮算定					本算定				



### 〈平成31年度から〉納期9回

期別	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期	—	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定	仮算定廃止		本算定							

**特別徴収(年金からの天引き)は、今までどおり4月・6月・8月(仮徴収)、10月・12月・2月(本徴収)の6回での納付です**

## 変更による影響

### ①仮算定による納めすぎが減ります

前々年度中に比べ、前年中の所得が大幅に減った場合や、仮算定期間中に世帯員が脱退した場合などに納めすぎ(還付)が減ります。

### ②保険税額が分かりやすくなります

前年所得が確定した後に保険税額を決定するので、税額決定の仕組みが分かりやすくなります。

### ③通知が年1回になります

保険税額の通知が4月(仮算定)と7月(本算定)の年2回から、7月の1回のみになります。(異動等があった場合を除く)

### ④年間の保険税額は変わりません

仮算定がなくなり、納期が10回から9回になるため1回あたりの納付額は増えてますが、年間の保険税額は変わりません。

# 平成31年度から 後期高齢者医療保険料率が決まりました

■問合せ 保健福祉課保健係 ☎24-5111(内線133)

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。平成31年度の保険料率は、右のとおりとなりました。

○平成31年度の保険料率均等割額

均等割額	43,600円
所得割額	8.60%
賦課限度額 (保険料の上限)	62万円

## ○保険料の軽減について

### 1. 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

なお、平成31年10月から、介護保険の負担軽減強化および年金生活者支援給付金の支給開始に伴い、均等割額9割軽減が8割軽減に見直されました。また、均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の“軽減該当条件”が拡充され、被用者保険の被扶養者であった人の軽減適用が資格取得後2年間に限られます。

### 2. 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療の資格を得た日の前日に、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人の保険料は、資格取得後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

※均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用されます。

軽減割合	軽減該当条件
8割軽減 <改正>	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員の各所得額が0円」のとき (ただし、公的年金控除額は80万円として計算します)
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下のとき
5割軽減 <改正>	「基礎控除額(33万円)+28万円×世帯の被保険者数」以下のとき
2割軽減 <改正>	「基礎控除額(33万円)+51万円×世帯の被保険者数」以下のとき
被扶養者軽減(※) (所得割額は課されず “資格取得後2年間に限り” 均等割額5割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く)の被扶養者であった方



## 村公式 Facebook で昭和村の「今」を発信中



役場では、公式 Facebook ページ「やさい王国昭和村」で、村の観光情報、イベント情報、文化、風景など、昭和村の「今」を発信しています。インターネットを利用できる環境(パソコンやスマートフォン、携帯電話など)があれば、どなたでもご覧いただけます。アカウントをお持ちの方は、ぜひ「いいね!」をお願いします。

○村公式 Facebook ページ「やさい王国昭和村」

<https://www.facebook.com/vill.showa.gunma>



QRコードからも  
ご覧いただけます